

(県内県立学校用)

～千葉県奨学資金貸付金に係る債権の回収の事務について、 住基ネットを利用します～

千葉県奨学資金貸付金の返還において、連絡が取れなくなった奨学生や連帯保証人の住所等の確認については、これまで、奨学生が在籍していた県立高等学校の校長が市町村に対して職権で請求した住民票の写しで行っていましたが、平成25年4月1日からは住民基本台帳ネットワークシステムで行います。

これにより、公用請求にかかる事務の軽減や、住所調査等の効率化を図ることができるようになります。

1 変更となる事務の概要

現行の取扱いでは、貸付金の返還が完了するまでの間に借受人や連帯保証人・保証人に住所等の変更があった場合、在籍していた県立高等学校の校長に「氏名・住所変更届」又は「連帯保証人等氏名・住所変更届」を提出していただいておりますが、転居の届出がなく、返還金の納入通知書やお知らせ等があて先不明等により戻ってくる場合においては、県立高等学校の校長は、市町村に対して職権で住民票の写しを取り寄せることにより、住所調査を行ってまいりました。

平成25年4月1日からは、上記のような事実が生じた場合には、県内の市町村への住所調査は、住基ネットを利用して行うこととなります。

2 調査の対象となる人

- ・ 借受人
- ・ 連帯保証人

3 調査を行うとき

- ・ 転居後も氏名・住所変更届の提出がない場合
- ・ 納入通知書やお知らせ等を送付してもあて先不明で戻ってくる場合

4 調査の内容

- ・ 氏名、住所の変更の事実の確認
- ・ 生存の確認

5 お問い合わせ先

各県立高等学校にお問い合わせください。